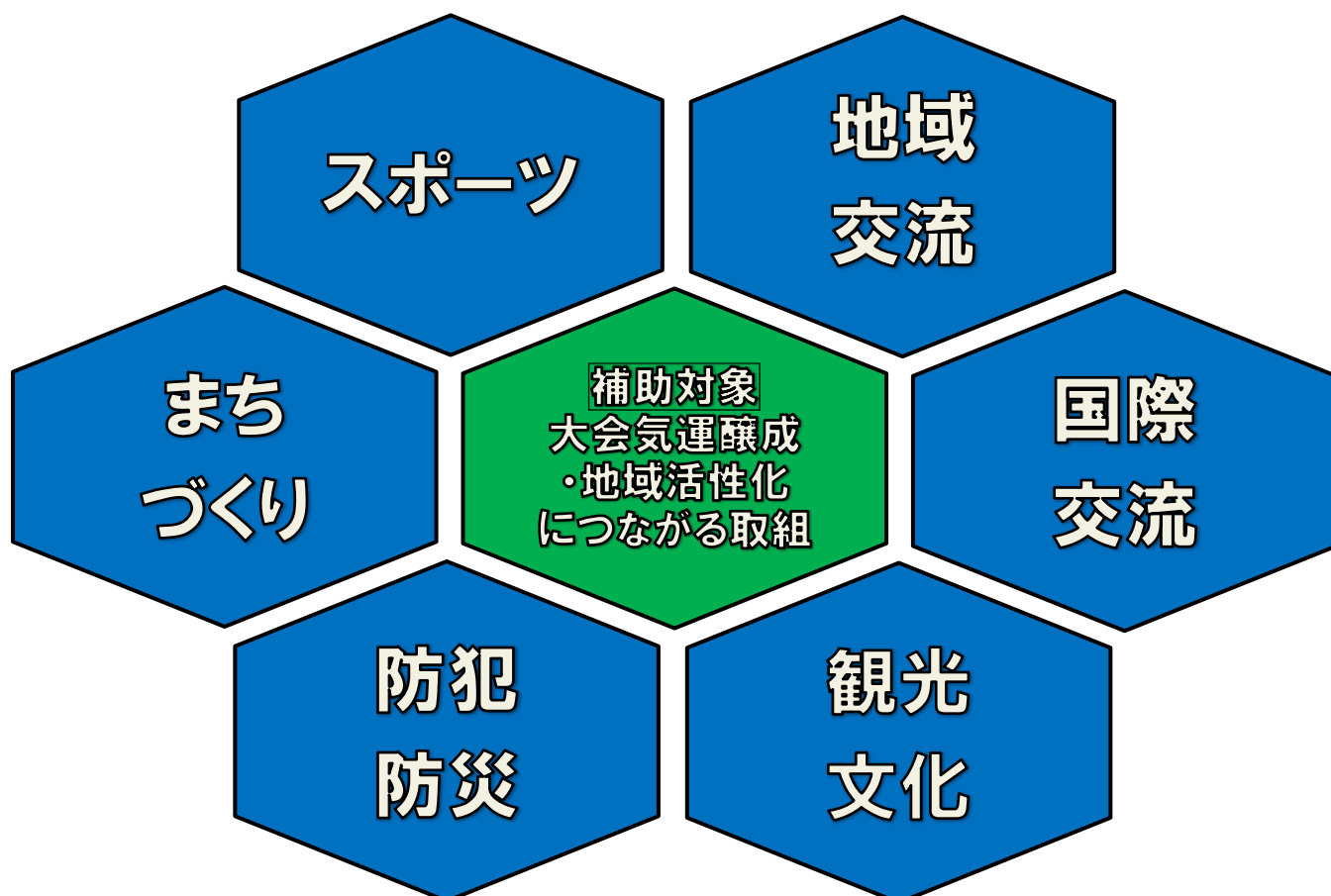




令和3年度 中央区オリンピック・パラリンピック 気運醸成事業補助金

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
地域の主体的な取組を応援します



募集期間：令和3年4月1日（木）～令和3年8月31日（火）

補助額：100万円まで

補助率：3分の2まで

本補助事業の目的

東京2020大会開催に向けて地域が主体的に行うイベント、おもてなし、魅力発信など大会の気運醸成につながる取組を支援することにより、地域活動の一層の促進と連携強化を図り、東京2020大会の開催、さらにその先を見据えて、中央区のさらなる発展に結びつけていくことを目的としています。

補助対象者(中央区内に事務所等の活動拠点が所在する次の団体)

- ① 中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会・検討部会の構成団体
- ② 町会及び自治会並びにこれらの連合組織
- ③ 商店街及び商店街の連合会
- ④ 上記①から③までのいずれかの団体が構成員となる実行委員会、地域団体等

補助対象事業(東京2020大会の気運を醸成し、地域活性化に資する事業)

事業分野	具体例
スポーツ	・オリンピック、パラリンピアンを招いた講演会 ・パラスポーツ体験会 など
地域交流・国際交流	・大会に向けたボランティア活動 ・外国人向けの伝統文化体験プログラム など
観光・文化	・旅行客誘致を目的とした観光・文化イベント ・多言語に対応する観光マップ、チラシ等の作成 など
防犯・防災	・大会に向けた地域の防犯意識の啓発活動 ・外国人旅行客を想定した防災訓練 など
まちづくり(ソフト事業)	・おもてなしの一環として実施するまちの美化・清掃活動 など
その他	・大会の気運醸成につながると認められる各種取組

補助対象要件

- ① 中央区内で実施される事業であること。
- ② 令和3年4月1日から令和3年9月30日までに実施する事業であること。
- ③ 本補助事業の目的を踏まえた新規事業又は充実事業であること。
- ④ 広く区民、観光客等に参加機会やサービスを提供するものであること。
- ⑤ 事業計画・資金計画が適切であり、かつ、十分な効果が期待できるものであること。
- ⑥ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするものではないこと。

* 補助事業の詳細、応募方法等は、区の事業案内ホームページをご覧ください

「中央区オリンピック・パラリンピック気運醸成事業補助金活用事業の募集」と検索

【申請(お問合せ)先】

中央区築地1-1-1

中央区企画部オリンピック・パラリンピック調整担当課事業調整係

電話：03-3546-5313